

# 令和3年度施策評価表(令和2年度振り返り)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	15 環境負荷低減の推進
上位政策	06 地球環境にやさしいまち
施策統括課	環境政策課 <span style="float: right;">施策統括課長名 桑原 直人</span>
関連課	環境政策課、ごみ対策課
関連する個別計画等	東久留米市第二次緑の基本計画、東久留米市第二次環境基本計画、東久留米市一般廃棄物処理基本計画、東久留米市分別収集計画
予定計画事業	家庭ごみの有料化、ごみ対策課庁舎の建替え
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人ひとりが身近な環境にとどまらず、地球規模に至る環境への理解を深め、環境にやさしいまちづくりに参画しようとする意識を醸成するため、関連する情報や学習の機会の提供に努める。</li> <li>・環境に与える負荷を低減し、環境にやさしい地域社会を築くため、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を明確にしたうえで、三者一体となった資源循環型社会のシステム構築を推進する。</li> </ul>
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
15-01 総合的環境施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内環境の定期的な調査を実施するとともに、環境への影響の大きい事業者に適切な指導を行う。</li> <li>・イベントや学習機会、さまざまな媒体を活用した情報提供を通じ、市民の環境問題に関する知識や意識を醸成する機会をつくる。</li> <li>・自然環境に関する調査や外来種への対応を行い、生き物の生育する環境を守り、多様な生き物の保護に努める。</li> <li>・市民の地域社会に対するマナー向上また相互理解への啓発を図り、市民の良好な生活環境の維持に努める。</li> <li>・環境に対する市民や事業者の活動を推進するとともに、広く活動の輪を広げていく。</li> </ul>
15-02 資源循環型社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理基本計画の基本方針に沿ってごみ処理を展開し、より一層のごみの排出抑制、減量化、資源化を積極的に推進し、環境への負荷の少ない資源循環型社会の形成をめざす。</li> <li>・市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、相互に協力・連携するためのパートナーシップの構築を図り、ごみ減量化の仕組みづくりを進める。</li> <li>・家庭ごみ有料化については、これまで行ってきたごみ減量化・資源化対策の結果を踏まえて、有効な実施方法や時期、費用対効果を含めて総合的に検討する。</li> </ul>

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1	環境の保全に気をつけている市民の割合	%	90	未把握	90
2	総資源化率	%	39. 8	39. 2	39. 7
3					
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト					
項目	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
本施策を構成する事務事業数	本	24	24	24	
トータルコスト	千円	1, 889, 673	1, 889, 673	1, 781, 863	
事業費（内書き）	千円	1, 767, 434	1, 767, 434	1, 649, 861	
人件費（内書き）	千円	122, 239	122, 239	132, 002	

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	令和4年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・快適な生活環境を維持するためには、大気汚染、水質汚濁、不法投棄などさまざまな環境問題に対し、定期的な調査を行い、関連機関との連携・協力のもとに適切な対応を行う必要がある。</li> <li>・環境問題、対策などを学ぶことができる機会を充実することにより、市民等が環境問題への理解を高めていくことの施策が必要である。</li> <li>・地球温暖化問題は、年々深刻さを増し、国際的な協調のもとに喫緊に対策を講じる必要がある。主な原因とされている温室効果ガスを減らすためには、日々の生活のなかでの節電など一人ひとりの身近な取り組みが重要である。市役所内はもとより、広く市民や事業所へ普及・啓発する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人にも生き物にもやさしいまちづくりを進めるために、ごみのポイ捨て、騒音、ペットの鳴き声やふんなどへの対策を行うとともに、ルール・マナーの向上や地域で解決につなげるための相互理解や環境づくりを進めていく。</li> <li>・市内に数多くある環境保全活動を行う団体と協働し、環境について学び、解決に向けた行動の輪を広げる機会づくりとして、環境フェスティバルの開催を推進していく。</li> <li>・地球温暖化問題については、市民及び事業者に対して省エネルギー化に向けた啓発、対策方法についての情報発信、意識啓発の向上のための取り組みを進めていく。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみ有料化制度の導入、廃プラスチック削減に関する世界的な関心の高まりを背景に、市民のごみ減量への意識が高まり、家庭ごみの総量は減少傾向にあったが、令和2年度はコロナ禍による生活習慣の大幅な変化等が影響し、増加となった。最終処分場の容量には限界があるため、引き続きごみ減量化・資源化を推進し、将来に良好な生活環境を残していく必要がある。</li> <li>・資源化協力店制度の運用や分別啓発活動の推進などにより、全市的に分別意識と適正な処理が浸透してきた結果、不法投棄やポイ捨ても減少傾向にある。市民・事業者・行政の役割と責任を引き続き周知していく必要がある。</li> <li>・家庭ごみ有料化制度の導入と、分別指導などの意識啓発及び情報提供により、ごみ減量化・資源化に取り組んできたが、家庭ごみ有料化制度の定着により、更なるごみ減量化・資源化の推進に向けて、市民の理解を引き続き促していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度より、新たな一般廃棄物処理基本計画がスタートするが、本計画の基本方針に沿ってごみ処理を展開し、より一層の3R（リデュース：抑制、リユース：再利用、リサイクル：再資源化）を推進する。</li> <li>・市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、相互に協力・連携を図り、ごみ減量化・資源化の仕組みづくりを進める。</li> <li>・家庭ごみ有料化制度については、毎年度、点検を実施し、一般廃棄物処理基本計画策定・改訂時に検証を行っていく。同時に、広報やホームページ等で市民に情報提供を行い、制度の定着と更なるごみ減量化・資源化への意識醸成を図る。</li> </ul>
3		

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	令和4年度に向けた方向性
4			
5			

5 令和4年度に向けた施策方針

【第5次長期総合計画における施策名「地球環境にやさしい暮らしづくり」】

- ・総合的環境施策の推進については、平成27年度に策定した「第二次環境基本計画」に基づき環境保全のための取り組みを進めていく。さらには、平成29年度に策定した「第三次地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球温暖化問題の取り組みを進める。
- ・資源循環型社会の推進については、家庭ごみ有料化に伴う点検を毎年度実施し、一般廃棄物処理基本計画策定・改訂時に検証を行う。一般廃棄物処理基本計画及び分別収集計画に基づき、環境への負荷が少なく、資源が循環していくまちづくりを実現するために、市民及び事業者の環境に対するより一層の意識向上が不可欠であり、今後も市として必要な情報提供を行う中で、ごみの減量化、資源化に向けた意識の醸成と理解を深めるための取り組みを進める。

6 令和4年度の施策の位置づけ

———